

第 5 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月27日

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
株式会社みずほコーポレート銀行
取締役頭取 齋藤 宏

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	2,112,154	預 渡 性 預 金	18,852,054
コ ー ル オ ー ク ン	384,959	債 券	7,694,686
買 入 現 金 勘 定	1,402,515	コ ー ル マ ネ ー	3,795,920
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	1,158,443	売 現 先 勘 定	6,726,155
買 入 金 銭 債 権	212,813	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	5,654,790
特 定 取 引 資 産	3,157,435	特 定 取 引 負 債	2,172,289
金 銭 の 信 託	3,950	借 用 金	1,972,850
有 価 証 券	17,774,802	外 国 為 替	3,909,729
貸 出 金	28,099,488	短 期 社 債	209,219
外 国 為 替	636,116	社 債	343,800
金 融 派 生 商 品	3,425,903	金 融 派 生 商 品	444,664
そ の 他 資 産	1,450,876	そ の 他 負 債	3,560,634
有 形 固 定 資 産	121,906	賞 与 引 当 金	1,042,246
無 形 固 定 資 産	62,803	偶 発 損 失 引 当 金	2,509
債 券 繰 延 資 産	0	繰 延 税 金 負 債	19,625
支 払 承 諾 見 返	3,722,407	繰 延 税 金 負 債	110,121
貸 倒 引 当 金	△ 316,192	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	27,529
投 資 損 失 引 当 金	△ 958	支 払 承 諾	3,722,407
		負 債 の 部 合 計	60,261,235
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	1,070,965
		資 本 剰 余 金	330,334
		資 本 準 備 金	330,334
		利 益 剰 余 金	880,281
		利 益 準 備 金	30,700
		そ の 他 利 益 剰 余 金	849,581
		繰 越 利 益 剰 余 金	849,581
		株 主 資 本 合 計	2,281,580
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	876,244
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 47,933
		土 地 再 評 価 差 額 金	38,297
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	866,608
		純 資 産 の 部 合 計	3,148,189
資 産 の 部 合 計	63,409,424	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	63,409,424

中間損益計算書（平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで）

(単位：百万円)

科 目							金 額	
経	常 収							809,531
資	金	運	用	収	益		580,317	
(	う	ち	貸	出	金	利 息)	(293,482)	
(	う	ち	有 価 証 券	利 息 配 当 金)			(184,328)	
役	務	取	引	等	収	益	78,071	
特	定	取	引	収	益		33,502	
そ	の	他	業	務	収	益	35,771	
そ	の	他	経	常	収	益	81,868	
経	常 費							608,042
資	金	調	達	費	用		423,107	
(	う	ち	預	金	利 息)		(180,772)	
(	う	ち	債	券	利 息)		(17,404)	
役	務	取	引	等	費	用	19,467	
特	定	取	引	費	用		2,996	
そ	の	他	業	務	費	用	25,325	
営		業		経		費	119,130	
そ	の	他	経	常	費	用	18,015	
経	常 利							201,488
特	別							98,891
特	別							1,202
税	引	前	中	間	純	利		299,177
法	人 税	、	住 民 税	及	び	事 業		19
法	人 税		等	調	整	税 額		85,877
中	間 純 利							213,280

〈中間貸借対照表の注記〉

注1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3.有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

4.有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5.デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

6.有形固定資産の減価償却は、動産については定率法を採用し、建物については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3年～50年
動	産	2年～20年

7.無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

8.繰延資産は、次のとおり処理しております。

（1）社債発行費は発生時に全額費用としております。

（2）債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行ってまいりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同実務対応報告を適用し、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

（3）社債発行差金は従来、資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計審議会平成11年1月22日）が平成18年8月11日付で一部改正され（企業会計基準第10号）、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間期から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9.外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び下記25.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は279,287百万円であります。

11.投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12.賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

13.退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から損益処理しております。

14.偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。

15.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16.金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用してお

ります。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は215,970百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は199,461百万円（同前）であります。

17.外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

18.デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

19.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

20.関係会社の株式及び出資総額 851,610 百万円

21.有形固定資産の減価償却累計額 87,631 百万円

22.有形固定資産の圧縮記帳額 2,233 百万円

23.貸出金のうち、破綻先債権額は3,904百万円、延滞債権額は73,721百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

25.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は245,288百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は322,914百万円であります。なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は444,788百万円であります。

28.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産 912,052 百万円

有価証券 7,176,409 百万円

貸出金 1,722,286 百万円

担保資産に対応する債務

預金 43,035 百万円

コールマネー 857,000 百万円

売現先勘定 4,246,728 百万円

債券貸借取引受入担保金 1,879,923 百万円

借用金 1,307,900 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」9,074百万円、「有価証券」1,342,780百万円及び「貸出金」343,328百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は31,624百万円、保証金は17,336百万円及びデリバティブ取引差入担保金は234,858百万円であります。

29.土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

30.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,196,588百万円が含まれております。

31.社債には、劣後特約付社債123,060百万円が含まれております。

32.当行の子会社であるみずほ証券株式会社及びみずほインターナショナル・ピーエルシーの共同ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに関し、当行はキープワエル契約を両社と締結しております。中間決算日における本プログラムに係る社債発行残高は417,669百万円であります。

33.1株当たりの純資産額 267,598円91銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は6,872円16銭減少しております。

34.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部が含まれております。35.についても同様であります。

関連法人等株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連法人等株式	11,684	38,608	26,924

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,094,966	3,717,926	1,622,959
債券	5,274,043	5,212,487	△61,556
国債	4,823,789	4,766,406	△57,383
地方債	13,796	14,002	206
社債	436,457	432,078	△4,379
その他	6,753,806	6,652,125	△101,681
合計	14,122,816	15,582,538	1,459,721

なお、上記の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は16,652百万円（損失）であります。また時価ヘッジ適用の結果、純資産直入処理の対象となる1,476,374百万円から繰延税金負債600,146百万円を差し引いた額876,227百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として中間決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。なお、当期において、当該減損処理の対象となるその他有価証券は1,848百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

35.時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	836,160
関連法人等株式	3,765
その他有価証券	
非上場株式	417,117
非公募債券	276,180
非上場外国証券等	687,184

36.無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式、その他の証券、及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計46,441百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は1,910,229百万円、再貸付けに供している有価証券は2,528百万円、当中間期末に当該処分をせず所有しているものは1,292,579百万円であります。

37.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は31,281,548百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,953,012百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
繰越欠損金	975,965百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	191,589
貸倒引当金損金算入限度超過額	157,145
有価証券等（退職給付信託拠出分）	92,277
その他	84,723
繰延税金資産小計	1,501,702
評価性引当額	△920,427
繰延税金資産合計	581,275
繰延税金負債	△691,396
繰延税金資産（負債）の純額	△110,121百万円

- 39.「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。
- (1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,196,122百万円であります。
- (2)純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (5)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。
- 40.「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。
- 41.当行は、平成18年11月27日開催の取締役会において、英国領ケイマン諸島に、当行が議決権を100%所有する海外特別目的子会社MHCB Capital Investment (JPY) 1 Limitedを設立すること及び同社が優先出資証券を発行することに関する決議を行いました。同社が平成18年12月22日に条件決定を行った優先出資証券の概要は以下のとおりであります。
- ①証券の種類 円建配当金非累積型永久優先出資証券（当行普通株式への交換権は付与されない。）
- ②発行総額 2,800億円
- ③配当 平成28年6月まで固定配当
平成28年6月以降は変動配当（ステップ・アップなし）
- ④払込予定日 平成19年1月12日
- ⑤本件発行代り金は、最終的に当行に対する永久劣後特約貸付金として全額が使用され、関係法令に基づく必要な届出等を前提に、自己資本比率規制における自己資本に算入される予定であります。
- 42.銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）13.95%

〈中間損益計算書の注記〉

注1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.1株当たり中間純利益金額 30,779円72銭

3.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 28,874円12銭

4.特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5.「その他経常収益」には、株式等売却益74,475百万円を含んでおります。

6.「その他経常費用」には、株式等償却5,867百万円及び外国所得税4,548百万円を含んでおります。

7.「特別利益」には、貸倒引当金純取崩額52,059百万円、償却債権取立益34,806百万円及び偶発損失引当金純取崩額12,023百万円を含んでおります。

8.「特別損失」は、固定資産処分損752百万円及び減損損失450百万円であります。